

平成 25 年 5 月 29 日
土地・建設産業局
建設業課

建設業法に基づく技術検定の合格基準の公表について

建設業法に基づく技術検定は、6種目あり、それぞれ学科試験と実地試験に分けて指定試験機関が実施しています。試験の実施にあたり、合格者に求められる知識・能力等に対する評価の内容・レベルを明確にし、透明性・客観性を確保するとともに、受検者の利便性向上のため、従来、合格発表日以降に公表していた学科試験の合格基準に加え、今年度より、実地試験の合格基準についても公表するとともに、試験の実施前にも公表することとしましたのでお知らせいたします。

また、平成 26 年度以降、受検者のうち不合格者に対して成績の通知を行うべく準備を進めております。

1. 平成 25 年度技術検定の合格基準について（別紙参照）

2. 今後の合格基準の公表について

- ・毎年 12 月末を目途に翌年度の技術検定試験の実施内容と併せて合格基準を公表します。また、各種目、各種別の合格発表時にも合格基準を公表します。
- ・公表は、国土交通省及び指定試験機関のホームページで行います。

国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/>

種目	指定試験機関	ホームページ
建設機械施工	(一社)日本建設機械施工協会	http://www.jcmanet.or.jp/
土木施工管理 管工事施工管理 造園施工管理	(一財)全国建設研修センター	http://www.jctc.jp/
建築施工管理 電気工事施工管理	(一財)建設業振興基金	http://www.kensetsu-kikin.or.jp/

<お問い合わせ先>

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 担当:橋本、河原 (内線:24743、24744)

TEL: 03-5253-8111(代表) 直通:03-5253-8277 FAX: 03-5253-1553

(別紙)

平成 25 年度技術検定の合格基準について

(1) 建設機械施工

級及び学科試験、実地試験の別に応じて、次の基準以上の者を合格とするが、試験の実施状況等を踏まえ、変更する可能性がある。

- ・学科試験 得点が60%以上
- ・実地試験(1級 組合せ施工法) 得点が60%以上
- ・実地試験(1級 操作施工法・科目ごと) 各科目の得点が60%以上
- ・実地試験(2級 操作施工法・第1種～第6種までの種別ごと) 得点が70%以上

(2) 土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、造園施工管理

学科試験及び実地試験の別に応じて、次の基準以上の者を合格とするが、試験の実施状況等を踏まえ、変更する可能性がある。

- ・学科試験 得点が60%以上
- ・実地試験 得点が60%以上